

令和 5 年度 第 2 期 論文式憲法試験問題

受験上の注意事項

- 1 監督者の指示がある前に、この問題を開くことを禁止します。
- 2 試験開始の合図により、解答を始めてください。この試験では、六法を貸与し、その使用を許可します。
- 3 試験開始の合図の後、印刷不鮮明等に気付いた場合は、黙って手を挙げ、監督者に申し出てください。
- 4 解答は、答案用紙に黒インクのペン又はボールペンにより書いてください。
消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンは使用しないでください。また、鉛筆は不可です。
- 5 試験時間は60分です。
試験開始後20分以内及び試験終了前5分間は、答案の提出及び試験室からの退出はできません。それ以外の時間に退出（途中退出）する場合には、黙って手を挙げ、自席で答案及び問題を監督者に渡してから退出してください。
- 6 この問題は、試験終了後、持ち帰ることができます。
- 7 次のもの以外は机上に置かないでください。
受験票、筆記具、時計（計算機能等のないものに限る。）、眼鏡。
受験票は、氏名、受験番号が記載されている面を表にして、監督者が見やすい位置に置いてください。なお、上記以外のものについては、監督者の許可を得てください。
- 8 問題検討のためのラインマーカー及び色鉛筆の使用は、問題用紙に限り認めます。
- 9 携帯電話等は、必ず電源を切って鞆等にしまってください。
- 10 試験室内では、耳栓の使用はできません。
- 11 試験時間中の発病等やむを得ない場合には、黙って手を挙げ、監督者の指示に従ってください。
- 12 試験時間中の喫煙や飲食（ガム等を含む。）は、禁止します。
- 13 試験終了の合図とともに、直ちに筆記具を置き、監督者の指示を待ってください。
- 14 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験を停止し、合格の決定を取り消すことがあります。

〔憲 法〕

次の〔設例〕を読んで、以下の〔設問〕に答えなさい。

〔設例〕

住生活基本法のもとで、地方公共団体は、住宅が国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤であることにかんがみ、低額所得者、被災者その他住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保が図られることを旨として、住宅の供給その他の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を策定し、実施することとされている。

A市は、こうした施策の一環としてA市営住宅を設け、A市営住宅条例を制定することとし、A市営住宅条例検討委員会を設置して、条例案の検討に入った。現在検討中の条例案には、「入居者が暴力団員であることが判明した場合」には、当該入居者に対し、「当該市営住宅の明渡しを請求することができる。」との規定がある。

なお、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）は、「暴力団」を「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」と定義し（2条2号）、「暴力団員」を「暴力団の構成員」と定義しており（同条6号）、条例案には、前記の規定にいう「暴力団員」とは暴力団対策法2条6号に規定する暴力団員をいう旨の注記が付される予定である。

〔設問〕

A市営住宅条例検討委員会は、上記の規定が憲法14条1項に違反するおそれがないかを検討するため、弁護士Bに法的意見を求めることを決定した。あなたがBであるとして、当該規定が憲法14条1項に違反するかどうかについてのあなた自身の憲法上の見解を、想定される対立する見解への反論も示しつつ、述べなさい。

